

イギリスにおける「憲法改革」と最高裁判所の創設

—イギリスの憲法伝統とヨーロッパ法体系の相克—

高野 敏 樹

1. はじめに

2009年10月1日、国会議事堂に程近いParliamentary Squareの一画、Westminster Abbeyに隣接したMiddlesex Guildhallの地に、イギリス憲法史上の大きな変革の始まりと称される連合王国最高裁判所（Supreme Court of the United Kingdom）が誕生した¹。すなわち、独立機関としての最高裁判所の創設によって、貴族院が憲法史上永く担ってきた最高法院（High Court of Parliament）としての司法機能がいよいよ終焉の時を迎えることとなったのである。

この最高裁判所の新設は、制定時に大きな政治的、法的論議を招いた2005年の憲法改革法（Constitutional Reform Act, 2005）にもとづく司法改革すなわち貴族院改革（Reform of the House of Lords）の成果として行われたものである²。憲法改革法案は2004年に労働党ブレア政権によって提案された。同法案は、同年2月24日、改革の対象とされた貴族院の先議に付され、同年3月8日に貴族院の憲法改革特別委員会（Constitutional Affairs Select Committee）による審議を経て本会議で可決されたのち、庶民院（House of Commons）を通過し、2005年3月24日に女王の裁可を得て成立した。憲法改革法は貴族院において、とりわけ地位の変動を余儀なくされる法服貴族（Law Lord）の間で厳しい意見の対立をみながらもほぼ政府提案の趣旨で決着したのであった³。

政府および貴族院がこのような憲法改革を決断した背景には、イギリスの憲法伝統がヨー

-
1. 最高裁判所の設置候補地としては当初、内国歳入庁（Inland Revenue）が使用しているSomerset Houseがあげられたが、同庁との折衝が進捗しなかったため、刑事法院（Crown Court）が設けられている現在のMiddlesex Guildhallに決定したという経緯がある。
 2. 労働党は1997年5月の総選挙のマニフェストにおいて、現代化された社会民主主義をめざす「第三の道（The Third Way）」の指導理念のもとに「政治分野の一掃（clean up）」政策を掲げ、貴族院の現代化、庶民院の効率化、情報公開法の制定、ヨーロッパ人権条約の国内法化等の課題について逐次、「憲法改革（Constitutional Reform）」を遂行した。本稿でとりあげる「独立組織としての最高裁判所」の設置も内容的にはこれら一連の憲法改革の系譜に属するものであるが、この事項が上述のマニフェストには含まれておらず、後述するように2003年6月の労働党内閣改造において大法官府が廃止されるという急速な改革の展開が大きな論議を招くことになった。
 3. 最高裁判所の設置に関する貴族院の常任上訴法服貴族の議論の内容については、The Lord's response to the Government's consultation paper on Constitutional reform: a Supreme Court for the United Kingdomを参照。同報告書において、法服貴族バイナム卿（Lord Bingham of Cornhill）およびステイン卿（Lord Steyn）が、司法権の独立はむしろイギリス憲法の基本原則である「法の支配（rule of law）」原則の趣旨に沿うものであり、従来の大法官特権は同原則に対する重大な障害であることを指摘していることが注目される。最終的にこのような考えかたが憲法改革法として結実した。

ロッパ人権条約 (European Convention on Human Rights, 1950: UK acceded in 1951) をはじめとする EU 法体系と抵触する法状況が顕在化しており、この二つの法体系をどのように調和させるべきか、というイギリス憲法にとってのいわば今日的課題—同時にそれは EU におけるイギリスの今後のプレゼンスの維持に係る課題でもある—をどのように解決すべきかという問題が存在していた。

本稿は、このような最高裁判所の設立の法的背景を探るとともに、最高裁判所の創設があたえるイギリス憲法原理への影響を考察することを目的とする。

2. 憲法改革法の趣旨

最高裁判所創設の根拠法である 2005 年の憲法改革法は、次のような基本的枠組みを有するものであった⁴。

- ① 司法の独立を擁護するため、大臣すなわち内閣の一員としての大法官 (Lord Chancellor) が特定の司法的決定に影響をおよぼすことを排除する。
- ② 「大法官府 (Lord High Chancellor's Department of Great Britain)」を廃止し、司法部の長 (Head of the Judiciary) としてのその権限を「憲法省 (Department for Constitutional Affairs) に移管する。
- ③ 大法官はイングランドおよびウェールズにおける貴族院議長の職を解かれる。貴族院の議長職に関しては、議員の互選により選出する制度を新たに設立する⁵。
- ④ 2009 年 10 月 1 日付で、貴族院から独立した最高裁判所を新たに設置し、貴族院の「上訴委員会 (Appellate Committee of the House of Lords)」が有していた司法権限を最高裁判所に移管する。最高裁判所の裁判官の任命に関しては、「最高裁判所裁判官任命委員会 (Supreme Court Selection Committee)」を新設する。
- ⑤ 最高裁判所の発足にあたっては、現に貴族院の「常任上訴法服貴族 (Lords of Appeal in Ordinary)」に任じられている 12 名の法服貴族を最高裁判所の裁判官とする。
- ⑥ 女王は、裁判官の中から最高裁判所長官 (President of the Supreme Court) と副長官 (Vice-President of the Supreme Court) を任命する。

4. 憲法改革法に関するイギリス政府の公式のコメンタリーである Explanatory Notes to Constitutional Reform Act 2005 by The Stationery Office Limited as the Constitutional Reform Act 2005, Part1 は、先にあげた貴族院の Lord Bingham of Cornhill および Lord Steyn の意見においても強調されていたように、この憲法改革法はイギリス憲法の基本原則である「法の支配」原則を阻害するものではなく、むしろ同原則の現代的な価値を実現することを意図したものであることを指摘している。

5. 2006 年 7 月 4 日、互選による初代貴族院議長に、ヘイマン女爵 (Baroness Hayman) が就任することが決定した。議長は 5 年ごとに選出され、二期を超えて務めることはできない。また、議長は議事進行を主宰するが、議院の同意なしには行動することができない。議員の質問に関する進行については院内総務の承認を得なければならず、その意味で議長の職務は議院の統治ではなく、討議の補佐役にとどまるものと理解されている。

以上の憲法改革法案を提出するにあたって、ブレア政権は2003年6月、内閣改造の一環として大法官府を廃止し、その権限のほとんどを憲法省に移管するとともに、この憲法省を憲法改革法案作成の担当機関とした。憲法省は、2003年7月に最高裁判所と裁判官任命委員会の新設に関する協議書（Consultation Paper on Constitutional Reform）を、それに続いて9月には大法官職の改革に関する協議書を発表し、それらについての意見を聴取したうえで、2004年2月に憲法改革法案を提出したのであった⁶。

3. 大法官権限の修正

—権力分立と司法の独立の実現

(1) 大法官の職務権限の課題

以上に掲げたように憲法改革すなわち最高裁判所の創設の最初の道のりは、大法官の地位と権限をどのように整理、修正するかという問題として始められた。

大法官は605年に創設されたといわれるイギリスに現存するもっとも古い官職であり、①貴族院議員、②最高法院としての貴族院の裁判官、③立法府としての貴族院の議長、④法務大臣職を担当する内閣の閣僚、という複数の職を兼任する⁷。

すなわち、大法官は中世以来、国王の発する大権令状（Prerogative Writ）に権威をあたえる国璽（Great Seal）の管理業務に任じ、この権限の遂行を通して様々な行政上の職務をその管轄下におく大臣職となり、首相が登場するまでは内閣の主席閣僚としての地位をしめてきた。現代においても、大法官の宮中席次は首相を上まわり、カンタベリー大主教に次ぐ第二位の地位にある。また、内閣においては閣僚のひとりとして閣議に参加して政策決定に関与すると同時に、イングランドとウェールズの各種の裁判官を任命する等の司法行政に携わっている。

また、上記の国王の令状は行政のみならず司法手続上においても重要な文書であったため、大法官は司法上も重要な地位を占め、大法官裁判所（Court of Chancery）が設置されると

6. 2003年6月に労働党内閣改造により大法官府が廃止された後、憲法省が設置されたが、憲法改革法案を審議した2004年7月の貴族院全院委員会において、保守党は大法官の官職を存置する修正案を提出した。その修正案が240対208で採択されたことによって、大法官の官職そのものは残された。これをうけて憲法相が大法官を兼任し、その後は憲法省が司法省（Ministry of Justice）に改組され、司法相（Secretary of the State of Justice）が大法官を兼務することとなった。

7. 大法官すなわち「イギリス大法官卿にして国璽尚書（Lord High Chancellor of Great Britain and Keeper of the Great Seal）」の当初の業務は、国王の文書（correspondence）および令状（writ）を発するために国璽を管理することからはじまったが、15世紀までにはcommon law裁判所による救済がえられない事件において、市民が国王に対する救済請願を行った場合に、その請願を処理する役割が大法官の業務となり、そこから大法官の司法的役割とequity法体系の発展が始まった。

また、16世紀には庶民院議長であったトマス・モア（Thomas More）が大法官となるに当たって、大法官は議会と国王の媒介者として認識され、貴族院の実質的議長とみなされるようになった。これらの歴史的展開については、E. C. S. Wade and G. Phillips, *Constitutional Law*, 1970, p.323ffを参照。

エクイティ裁判官 (Judge of Equity) の役割を担った。現代の貴族院においても、前述した常任上訴法服貴族とともに上訴委員会に所属してその委員長を務め、1981年の最高法院法 (High Court of Parliament Act, 1981) により最高法院の首席裁判官の地位にある。

これにくわえて、大法官は貴族院の議長⁸の地位にある。大法官は、貴族院において最高位の存在として院の議事進行を統括するとともに、議事の表決に加わることができる。

以上に述べたように、大法官は、立法、行政、司法の三部門の職務に携わる広範囲の憲法上の権限を有している。そして、このような大法官の職務権限の拡大化傾向はイギリス憲法史において、「国王と議会および裁判所を仲介するイギリス憲法に固有の職責」として肯定的に理解されてきた。すなわち、そこではこのような肯定論を支える論拠として、①大法官に任命された者は党利党略を離れて、司法の独立と公平な裁判を実施するために中立の立場を維持すべき不文律があり、歴史的にそのことが維持されてきたといえること、②実際上も、大法官は政府が関係する事件においては法廷審理に加わらないという慣例が確立していることが強調されてきたのであった⁸。

(2) 大法官権限に対するヨーロッパ評議会の勧告決議

しかし、以上のような永年にわたるイギリス憲法史上の独自の慣例があるとはいえ、大法官への権限集中体制は、近代立憲主義の憲法原則である権力分立原則の保持という観点からすればきわめて特殊な統治形態であり、それを一般化することとくに EU 加盟国全体にこのようなきわめてイギリス的な権限集中体制が理解され受け入れられること一はきわめて困難であったといつてよい。

(i) ヨーロッパ評議会の勧告決議採択

事実、2003年3月、ヨーロッパ評議会 (Council of Europe) は、イギリスのこのような大法官権限の修正を求める決議を採択したのであった。すなわち、ヨーロッパ人権条約6条は、条約加盟各国において、「法律にもとづいて設置された裁判所において独立した公平な裁判を受ける権利が保障される」旨を規定している。ヨーロッパ評議会は、同条約にいうところの「独立した公平な裁判」はその実質においてのみならず、その形式においても保持されなければならないという視点から、イギリスの大法官権限が同条約の趣旨に抵触するものであることを指摘した。

そのうえで、ヨーロッパ評議会は、イギリス政府に対して、①大法官が裁判官としてのす

8. The Lord's response to the Government's consultation paper on Constitutional Reform, *supra* note 3. 参照。とくに同報告書において、ニコルズ卿 (Lord Nicholls of Birkenhead) やホープ卿 (Lord Hope of Craighead) 等の貴族院の司法改革に批判的な姿勢をとる法官貴族がこのような立場を表明しており、ここでは総じて、①本文に述べたように、大法官の職務権限の行使は歴史的にもまたその実態においても謙抑的であり、②また、法服貴族は政治的な論議を呼ぶ問題には関わらないことが慣例となっており、その点から貴族院の上訴管轄権は偏見なしに公正に行使されていることが強調されている。

すべての職務から離脱する措置を講じるべきであること、②イギリスにおいて独立した新たな最高裁判所が設置されるべきであること、③その裁判官は立法府である貴族院の議員を兼任しないものとするべきことを決議したのである⁹。

(ii) ヨーロッパ人権裁判所判決と大法官宣言

同時に、ヨーロッパ評議会がこのような勧告決議を行うにいたった重要な契機として、ヨーロッパ人権裁判所 (European Court of Human Rights) が、「公正な裁判を受ける権利」をめぐるイギリス法が EU 法に抵触するとした判決を下していたことを見のがすことができない。

すなわち、ヨーロッパ人権裁判所は、McGonnell v. United Kingdom (2000) 事件において、イギリスの地方行政官 (Bailiff) が地方裁判所組織の一部である国王裁判所 (Royal Court) の裁判長を兼任することは、法律にもとづいて設置された裁判所において独立した公平な裁判を受ける権利が保障される旨を規定したヨーロッパ人権条約 6 条に明白に違反するものであることを判示したのであった¹⁰。

このヨーロッパ人権裁判所の判決は、イギリスの地方統治における「司法の独立」の問題点を指摘したものであって、中央政府と貴族院における大法官の職務兼任の問題を直接に指摘したものではなかった。しかし、判決の趣旨をおしすすめていくとすれば、問題は必然的にイギリス憲法上の大法官の地位そのものの条約適合性におよぶことにならざるをえない。この判決を受けて、当時の大法官アーバイン卿 (Lord Chancellor Irvine) は、①大法官が成立にかかわった立法に関係する事件や、②直接に行政部の利益に関係する事件において、大法官は裁判に参加しないことを宣言するにいたったのであった¹¹。

(3) 貴族院の司法権限の廃止

以上に述べたように、ヨーロッパ人権裁判所判決とそれに引き続くヨーロッパ評議会決議の採択を受けて、大法官府は当初、大法官自身によるいわば権限行使の自己規制の方式を用いることで当面の事態収拾を図ろうとした。なぜなら—すでに述べたように—イギリスにおいては、従来の貴族院における裁判に際して、大法官は裁判の審理に参加する権限を有してはいたが、実際上は裁判への参加を控える旨を表明することが通例となっていた。したがって、大法官の司法権行使の実態は権力分立の原則から大きく乖離した状態と考えられるべきではない、という主張が再びここでも繰り返されたのであった。

9. 2003年9月8日の採択されたヨーロッパ評議会決議 (Resolution 1342 [2003] Office of the Lord Chancellor in the Constitutional System of the United Kingdom) は、イギリス政府が主張する憲法改革の方針に賛意を表し、貴族院から独立した組織としての最高裁判所の迅速な設置を勧奨している。

10. McGonnell v. United Kingdom (2000) 30 EHRR 289.

11. A. W. Bradley and K. D. Ewing, Constitutional and Administrative Law, 2003, p.390.

しかし、前述したように、ヨーロッパ評議会（Council of Europe）は、大法官の主張するこのようないわば「制度と実態の分離論」を明確に拒絶した。すなわち、「独立した公平な裁判」はその「実質において」のみならず、その「形式において」も保持されなければならないのである。そして、このような権力分立制度における「形式的正当性」の要請は必然的に、大法官と司法権の兼任問題だけでなく、立法機関である貴族院の有する司法権の位置づけをめぐる、貴族院それ自体の再編問題に到達せざるをえない。

周知のようにイギリス貴族院の上訴管轄権（Appellate Jurisdiction）は、裁判をふくむ統治のすべての権力を統合した中世の Curia Regis に遡る古い歴史をもっている。立法権と司法権をあわせもつこのような貴族院の権力構造は、イギリス憲法史において、王による政治と司法の独占に一定の歯止めをかける役割を演じてきた。加えて、1873年まではすべての貴族がこの上訴管轄権の行使に参加する権利を有していたが、同年に司法の専門化を図るために常任上訴裁判官が置かれて法律専門家による上訴裁判制度が確立した。このような貴族院の司法権の主体のいわば局限化を基礎として、1876年に上訴管轄権法（Appellate Jurisdiction Act, 1876）が制定され、貴族院上訴委員会がイングランド全体の最終審であることが確認され、さらに1981年の最高法院法（Supreme Court Act, 1971）によってイングランドおよびウェールズの最終審であることが確認された。以上のようにして、マッケンジー（K. R. Mackenzie）の表現するところにしたがえば、「国家における最高の法廷としての議会の地位は堅固に確立され、その能力はもっとも優れた法律家を議会に包摂することによって保証されてきた」のである¹²。

そして、貴族院においても、このような趣旨からする改革反対の意見が有力に主張された。すなわち、①貴族院の司法権は貴族院全体ではなく、上訴委員会における常任上訴法服貴族に帰属することが制度的に確立していること、③常任上訴法官貴族は政治的議論を招く審議には参加しないとする慣行があること、②そして、多くの場合に法律の専門家である法服貴族の存在によって貴族院における議論の質が高まるとともに、貴族院の討議に参加することを通して法服貴族の視野が広がり、そのことがむしろ公平な裁判の実施に寄与すると考えるべきである、とするのがその主張であった。

しかし、このようなきわめてイギリス的な統治形態は、先にあげた大法官の地位に対するヨーロッパ評議会の批判的見解に示されているように、権力分立の実質的保障を求めるEU加盟諸国の支持を得ることはできなかった。権力分立の原則は、行政権からの司法の独立のみならず、立法権からの独立をも要請するからである。

12. K. R. Mackenzie, *The English Parliament*, 1977, p. 209.

Sir Ivor Jennings, *Parliament*, 1970, p.397 もまた貴族院の司法権限行使の歴史は全体として抑制的で、極めて理論的な性質であったことを指摘している。

4. 最高裁判所と議会主権の原則

(1) 最高裁判所の管轄権

以上のようにして、イギリスの司法制度における最終審の権限は、貴族院上訴委員会から最高裁判所に全面的に移管されることとなった。憲法改革法により新たに設置される最高裁判所は、イギリス全土すなわちイングランドおよびウェールズ、スコットランド、北アイルランドにおける民事裁判および刑事裁判を管轄する。同時にまた、地方分権に関して枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council) が有する管轄権も新設の最高裁判所に移管される¹³。そして、憲法改革法の施行によって、これまで貴族院の上訴委員会において常任上訴法服貴族として裁判に従事していた法服貴族は、これ以降は貴族院議員として院内の討議に参加する資格を失う。これにより、実質上も制度上も、立法権、司法権—そして、大法官の兼職制度の廃止を含めると—行政権の三権力の権力分立体制がここで確立することとなる。

また、憲法改革法のいまひとつの目標であった貴族院の民主化の理念の具体的適用のありかたのひとつとして、最高裁判所の裁判官に対して爵位称号を用いることを廃止し、今後は「最高裁判所裁判官 (Justice of the Supreme Court of United Kingdom)」と称されることとなった。

(2) ヨーロッパ人権条約、EC・EU 諸法の優位と最高裁判所

以上が新設される最高裁判所の概要であるが、イギリスには成文憲法が存在しないため、憲法構造上、最高裁判所は大陸型のいわゆる違憲立法審査権を行使することはできない。しかし一方で、これとは異なった意味で、最高裁判所もイギリス議会制定法の有効性をめぐる問題に向き合わざるをえない。それがヨーロッパ人権条約、EC および現在の EU 諸法とイギリス法の抵触問題であり、この抵触関係を法的にどのように処理していくかがこれまでの司法と議会主権の関係をめぐるイギリス司法改革の課題であった。そしてそれがさらに今後の最高裁判所に課される重要課題であることはいまでもない。しかし、このたびの憲法改革法は直接にはこの問題領域に直接言及していない。最高裁判所は今後どのようにこの問題に対処していくのであろうか、あるいはどのように対処すべきであろうか。問題の経緯をたどりながら以下、検討したい。

13. これまでは、貴族院上訴委員会がイギリス国内からの上訴を管轄していたのに対し、枢密院司法委員会は、①イギリス連邦内 (Common Wealth) からの上訴、②国内からの上訴すなわちウェールズ、スコットランド、北アイルランドの分権に関わる上訴、および教会に関する上訴管轄権 (ecclesiastical jurisdiction) を有していた。

新設の最高裁判所は、枢密院のこれらの管轄権のうち、国内からの上訴管轄権中の地方分権に関する管轄権のみを吸収するものとされ、教会に関する上訴管轄権は除外された。またイギリス連邦内からの上訴管轄権も除外され、その限りで枢密院司法委員会の管轄権が残されることとなった。

(i) イギリス議会主権の意味

ECおよびEU諸法とイギリス法の抵触問題の生起は、イギリスが1951年にヨーロッパ人権条約を批准したことにはじまる。同条約は世界人権規約の趣旨をヨーロッパにおいて実現し、ヨーロッパ全体にゆるやかな「法の支配 (Rule of Law)」の枠組みを形成することを目的としたものであるが、イギリスは同条約を批准したのち、これを国内法に編入する措置を長くとらなかった。そこに、保守党、労働党を問わず大陸から一定の政治的距離をおくイギリス外交の底流を見ることができるが、他方でそれを法的観点から見ると、そこには次のようなイギリス憲法固有の議会主権の原理からくる憲法上の課題が存在していた。

すなわち、イギリス憲法の基本原則である議会主権 (Parliamentary Sovereignty, Supremacy of Parliament) の原則は一伝統理論を代表するダイシー (A.V. Dicey) の所説にしたがえば一国王、貴族院、庶民院によって構成される議会だけが「いかなる法をも制定し、または廃止する権利を有することを意味すると同時に、イギリス法においてはいかなる人や機関も議会の立法を覆し、または無効とする権利を有しない」ことを意味する¹⁴。そしてこの理論のコロラリーとして、議会主権は永く次の意味をもつものと理解されてきた。

- ① イギリス議会は、主権者として、あらゆる法的事項と内容におよぶ立法権を有する。
- ② したがって、裁判所は議会が制定した法律を無効と判断し、その適用を否定する権限を有しない。すなわち裁判所は議会制定法の有効性を承認したうえで、その解釈・適用を行う権限のみを有する。
- ③ 議会が主権者としての性質を有する以上、イギリスにおいては、各会期における議会が万能の立法権をもつ。すなわち「議会は後の議会の拘束すること」はできず、議会は内容のことなる「後法」を制定することによって自由に「前法」を覆すことができる。
- ④ したがって、イギリス憲法上は、通常の法律の効力を超えるような効力をもつ「特別に保障された法律 (entrenched law)」という観念は存在しないのであり、たとえばイギリス憲法史における人権保障の出発点である権利章典 (Bill of Rights, 1689) でさえも、それが永続的で特別の効力を有するかどうかは、権利章典の内容上の価値に依存するのではなく、ひとえにそれを遵守するかどうかについての議会の意思に依存する。

そして、このような議会の優位の理論は国内法の定立のみならず、国際条約に対してもおよびうる。すなわち、イギリス国民の権利義務に関する法を定立する憲法上の権限を有する

14. A.V. Dicey, *An Introduction to the Study of the Law of the Constitution*, 10th ed., 1973, pp.39-40. このような議会主権の理論を維持しようとするれば、ヨーロッパ人権条約はイギリス法に対して厳密な意味における法的拘束力をもつものというよりは、むしろ人権に関わるイギリス議会制定法の解釈における一定の解釈基準を提示したものと理解せざるをえない。そしてこの点から、ヨーロッパ人権条約の国内法化についても慎重論がよかったといつてよい。

のは議会のみであって、条約がイギリス国民の権利義務に係る効力をもつためには、その条約を国内法化するためのイギリス議会の特別の受容措置—条約を国内法に編入するための国内の立法措置—が必要とされる¹⁵。

ただし、これに対して、ヨーロッパ人権条約は、各加盟国において直接的効力をもつか否かについては条文上、明確な規定をおいていなかった。この点について、ヨーロッパ人権条約はむしろ、当時のヨーロッパにおいて設立された組織はすべて各国政府の間における交渉と協力によって実効性をもつとするヨーロッパの伝統的な指向性をもっていたとあってよく、イギリスもまた同条約の法的効力に対するこのような認識にもとづいて、同条約の国内法化について時間的猶予をおく政策をとったのであった。

(ii) EC・EU 諸法の優位

ヨーロッパ人権条約に対して、イギリスがこのようないわば緩慢な対応をなすにとどまっていた間に、EC 諸法の適用の分野—とりわけ経済活動や私的取引に関する諸法の分野—において、EC 裁判所は 1960 年代以降、次のように「EC 法の優位」の原則をくりかえし宣言し、「EC 法の優位」を推進する状況が進行した。

たとえば代表的な判例である 1964 年の *Costa v. ENEL* 判決は、「共同体 (EC) の設立条約から生みだされる法は独立した法源であり、独自の性質をもつものである。したがって、いかなる形式の国内法であっても、それらの国内法の諸規定は共同体の法に優越することはできない。」と判示して、EC 法の効力が加盟国の国内法の効力に優越することを宣言したのである¹⁶。そして当然のことながら、EC 裁判所はイギリス国内法に対してもこの原則を適用し、その結果イギリス議会は EC 法に違反すると判断されたイギリス国内法の改正を EC 裁判所から命じられ、また EC 法の実現するための国内法についてイギリス議会がその立法措置を怠ったことによって私人が損害をうけたと認められる場合、イギリスは国家賠償責任を負わざるをえなくなったのである。

(iii) ヨーロッパ人権条約の優位

そして、このような EU 法との抵触関係はいよいよヨーロッパ人権条約との間で正面から生じるにいたった。すなわち、イギリス国内法に対する「ヨーロッパ人権条約」の優位が

15. イギリス議会主権の原則のもとにおいては、本文で述べたように、国際条約を国内法として適用するためには、議会制定法による国際条約の国内法への編入措置が必要とされる。すなわち、主権者である議会が制定する法のみが、イギリス国民の権利義務を決定することができるからである。

同時にこの理論のもとにおいて、国際条約がイギリス議会制定法と抵触する場合においては、イギリス法の効力が国際条約に優越する。すなわち、議会の主権は国際条約に優越すると考えられている (*Salomon v. Customs and Excise Commissioners* [1967] 2QB 116 におけるディプロック卿 (Lord Diplock) の意見を参照)。

16. *Costa v. ENEL*, [1964] Rec. 1143, [1964] ECR 585. また、本判決は条約加盟国の主権の制限に言及し、「構成国は将来にわたって継続する共同体を設立し、その共同体が統治の諸機関や法人格、法的能力をもつものとするとともに、その共同体が主権の制限または共同体への主権の委譲によって生じる現実的な権限をもつことを承認した」と判示している。

直截に示されたケースが次に掲げる 1975 年のヨーロッパ人権裁判所による *Golder v. United Kingdom*(1975) 事件判決であった¹⁷。

この事件は、イギリスの監獄服役者が監獄内での不服従を理由として保護観察処分への移行—イギリス法においては、刑期の三分の一を終えた時点で保護観察処分に移行し、出所することが認められる場合がある—が拒否されたため、ヨーロッパ人権裁判所に提訴するに及んだものであった。これに対して、ヨーロッパ人権裁判所は、イギリス政府の当該判断はヨーロッパ人権条約 6 条によって保障された「公正な裁判を受ける権利」を侵害するものであることを明確にした。すなわち、当該問題を決定するためには正式の裁判が必要とされるべきであるにもかかわらず、そのような正式の裁判が実施される前にイギリスの行政機関が刑事手続に関する「最終決定 (final decision)」を行うことは、行政機関の恣意的判断を正当化するものであり、条約違反であるとするのがヨーロッパ人権裁判所の判断であった。

この事件はイギリスの法と政治の両面にさまざまなインパクトを与えたが、とりわけ注目されるべき法的影響は、本件のヨーロッパ人権裁判所の判決が、実質的にはイギリスの服役者の人権に対するイギリス法上の一連の制限措置に対して、ヨーロッパ人権条約を「上位の法」とする違憲審査の性質をもった点にあったといつてよいであろう。すなわち、上述した経済取引に関する法領域あるいはひろく私法の領域において EC・EU 諸法とイギリス国内法の抵触関係が問題となった事件と異なって、この *Golder v. United Kingdom* 事件においては、まさしくイギリスの法制度による個人の基本的人権の制約の正当性が問題とされたのであり—この意味で本件をイギリス側の視点からみるとき—*Golder v. United Kingdom* 事件判決は、永くイギリス議会主権の原則のもとで否定されてきた違憲立法審査権の行使による人権保障の方式に等しい法的構造と効果をもっていたのである。

(3) 1998 年人権法と最高裁判所の役割

以上の事態を迎えてイギリスは、「ヨーロッパ人権条約において保障された人権に対するさらなる保障効果をイギリス法に与えるため (to “give further effect” in UK law to the rights contained in the European Convention on Human Rights,1950)」に、同条約を国内に編入する法的措置として人権法 (*The Human Rights Act, 1998*) を制定するにいたった¹⁸。

17. *Golder v. United Kingdom*, SA18 (1975).

18. 人権法は 1997 年 5 月の総選挙における労働党のマニフェストにしたがって政府提出法案の形で上程された。その原型が、ヨーロッパ人権条約上の権利を「イギリスに持ち帰る」ことを提唱する政府白書である *The Rights Brought Home: The Human Rights Bill*, CM3782, 6 (1997) であり、政府は同白書を提示すると同時に同法案を上程した。このように労働党政権が同法の成立を急いだ背景には、ヨーロッパ人権条約が個人による権利救済の提訴を認めた点にあったといつてよい (さらに 1998 年 11 月の同条約第 11 議定書によって、個人の申立権の承認とヨーロッパ人権裁判所の管轄権の承認は、ともに加盟国の義務的事項とされた)。すなわち、1980 年代から 1990 年代にかけて、イギリスの公的機関による権利侵害をめぐるストラスブールへの提訴が増加し、イギリスは最大の被提訴国となるとともに、イギリス政府敗訴の判決が急増した。労働党政府はそのような事態を回避するとともに、イギリス国民の権利がストラスブールではなく、直截にイギリス国内の裁判所において救済されるべきものとして、同条約の国内法化を推進したのであった。

(i) 人権法における裁判所の「適合解釈」と「不適合宣言」

この1998年人権法は、ヨーロッパ人権条約とイギリス法との抵触問題に対するイギリス司法部の対応法について、以下の二つの重要な対応方法を導入した。

すなわち、第一に、人権法3条1項は、イギリスのすべての裁判所と審判所 (court and tribunal) において、「立法および従位立法 (legislation and subordinate legislation) は、可能なかぎり条約上の権利に適合するように解釈され、実施されなければならない」と規定した。これによってイギリスの裁判所は、イギリスの議会制定法がヨーロッパ人権条約と抵触する可能性がある場合、イギリス法の解釈にあたってヨーロッパ人権条約に適合的に解釈すべき義務 (条約適合解釈の原則) を負うこととなった。同時に、イギリスの公的機関が条約上の権利に適合しない方法によって行動することは違法であり (同法6条)¹⁹、裁判所は当該公的機関の行動が違法であることを認定したときは、ヨーロッパ人権条約上の権利を侵害された者に対して損害賠償をふくむ救済をあたえることができる²⁰。

第二に、人権法4条は、イギリス法を「可能なかぎり条約上の権利に適合するように解釈」したにもかかわらず、当該立法がヨーロッパ人権条約における人権保障に適合しないと判断されるとき、裁判所は当該立法がヨーロッパ人権条約に抵触するとする「不適合宣言 (declaration of incompatibility)」を行うことができる旨を規定した。この不適合宣言がなされると、救済命令 (remedial order) にもとづき、大臣は命令によって当該不適合を除去するのに必要な立法の修正を行うことができる (同法10条)²¹。

以上のようにして、人権法は、ヨーロッパ人権条約を国内法に編入し、ヨーロッパ人権条約に規定された基本的人権の国内保障の方式を整備することとなった。そして、上述した「適合解釈の原則」と「不適合宣言」の方式が導入されたことによって、イギリスの裁判所はヨーロッパ人権条約の実質的保障の大きな役割を背負うことになったといつてよい。

(ii) 裁判所の「適合解釈」「不適合宣言」と議会主権

もっとも、上述した「適合解釈の原則」の明文化に関していえば、すでに貴族院をふくむイギリスの裁判所は、「適合解釈の原則」のいわば原型といえる伝統的な common law 上の法解釈技術を用いることによってイギリス法を解釈し、イギリス法とヨーロッパ人権条約、EC・EU法の抵触問題の解決を試みていた。

すなわち、裁判所は common law 上の監視的管轄権 (supervisory jurisdiction) を行使

19. したがって、イギリスの公的機関によって人権を侵害された国民は条約上の権利侵害を主張して当該機関を訴え、また所定の法的手続きにしたがって、行政行為の司法審査や刑事訴訟等において条約上の権利を援用することができる (同法7条)。

20. ただし、訴えの対象となるこの公的機関には、議会および議会手続に関する機能を行使する者は含まれておらず (同法6条3項)、その点で議会主権原則との調整が図られている。

21. 立法修正を行う場合、大臣は、その草案と理由書を各議院に提出し、60日以内に各議院の承認を得なければならない (第2付則2条(a)(b))。

する過程において、「議会の立法権は法的に無制約ではあるが、明白な文言 (express words) あるいは解釈上の必然性 (necessary intendment) がある場合を除いて、議会は特定の法律を制定する意思を有しない」と考える、いわゆる「解釈上の推定 (presumption of interpretation)」の原則にもとづく解釈法を適用し、イギリス法をヨーロッパ人権条約および EC・EU 法に適合的に解釈してきた²²。人権法における「適合解釈の原則」の明文化は、イギリスの裁判所のこのような伝統的対応法に対する議会主権の側からの法的承認の意思表示であったと見てよいであろう²³。この意味において、新たに設置された最高裁判所は今後ともこのようないわば公定された「適合解釈の原則」の適用を継受していくことをとおして、ヨーロッパ人権条約の実質的保障の担い手としての役割を継続していくことになるであろう。

しかし一方で、新たに設置された最高裁判所が継承することになるいまひとつの判決方式であるところの「不適合宣言」方式の導入は、議会主権の原則との関係で少なからず課題を残している。すなわち、法解釈論としていえば、上述した「解釈上の推定」あるいは人権法上の「適合解釈の原則」の手法を用いる場合には、たとえ裁判所がイギリス議会制定法とヨーロッパ人権条約等の諸規定との抵触関係を認定したとしても、その抵触関係は裁判所が議会制定法に示された議会意思を再解釈することをとおしてイギリス法の解釈のなかにいわば解消される。したがって、そこではイギリス議会の意思とヨーロッパ人権条約等の諸規定との「不適合」状態は建前上ありえないことになる。そして、その点にこそ議会主権の原則との関係において「解釈上の推定」原則を用いる利点があったといえよう。すなわち、イギリスの裁判所は、「解釈上の推定」あるいは人権法上の「適合解釈の原則」の手法を用いることによって、イギリス法に対するヨーロッパ人権条約等の諸規定の実質的優位を承認しつつも、同時にこのこととイギリス議会主権の原則の憲法上の共存関係を維持することができたのである。

一方、これとは異なり、「不適合宣言」の方式に関しては、その宣言がなされる時、まさしく裁判所が主権者である議会の意思とヨーロッパ人権条約等の諸規定との抵触関係を正面から認定する性質のものである点において、イギリス憲法上の伝統的な議会主権の原則が意味するところと抵触する可能性を含んでいる。そして、この点こそが人権法制定にあたって大きく問題とされた点であり、同法の制定によって生み出されるイギリス憲法の基本原理の変容の可能性が指摘された点であった。

しかし、この問題に対して、人権法は、裁判所が行った「不適合宣言」は問題となった法

22. See, R. Cross, *Statutory Interpretation*, 3rd ed., 1995, p.31.

23. D. L. Keir and F. H. Lawson, *Cases in Constitutional Law*, 6th ed., 1979, pp.16-19 は、「解釈上の推定 (presumption of interpretation)」の原則の伝統的内容として、①求償権なしで財産を侵害されないこと、②裁量権の行使は個人の権利を侵害してはならないこと、③人身の自由に関する法律は厳格に解釈されるべきこと、④ common law 上の権利については、裁判を受ける権利を奪い得ないこと、⑤刑罰および課税に関する法律は厳格に解釈されるべきことをあげている。これらの権利領域はヨーロッパ人権条約が保障対象とするところでもあり、「解釈上の推定」原則で培われた法解釈技術の適用は司法による人権条約の実質的保障の有用な手段となることが期待される。

律の効力に影響を及ぼさないこと、すなわち裁判所の「不適合宣言」は法律を無効とするものではないことを規定した（同法6条3項）。しかも、その「不適合宣言」は訴訟当事者に対して法的拘束力を有しないものとされた。要するに、人権法における裁判所の「不適合宣言」は、ヨーロッパ人権条約とイギリス法との間に「不適合」があるという法的事実をいわば「宣言」するにとどまるものである²⁴。

したがって、裁判所が行うこの「宣言」がどれほどの実効性を獲得することができるかは、ひとえに「不適合」状態にどのように対応するかについての議会意思のあり方に依存している。すなわち、上述したように、裁判所によって「不適合宣言」がなされると、大臣は立法修正のための手続をとることができるが、その場合、大臣によるその立法修正草案は各議院に提出され、提出後60日以内に各議院の決議による承認、すなわち議会の承認を得なければならない（同法第2付則2条(a)および(b)）。

そして、このような議会の最終判断権が維持される以上は、あらゆる法的事項と内容におよぶ立法権を有する—したがって、たとえ裁判所であっても、その制定した法律を無効とすることのできない—とする議会主権の原則を少なくとも建前上は維持することができる。すなわち、「不適合宣言」は、人権法案提出にあたって同法案の成立につよい意欲を示した労働党政府の文書である1997年のThe Rights Brought Home: The Human Rights Billが指摘していたように、ヨーロッパ人権条約を国内法に編入することを通して—遠くストラスブルクの地においてではなく—イギリス国内において直截にヨーロッパ人権条約上の諸権利を実現する権利をイギリス市民に付与する手段である同時に、他方で、この「不適合宣言」は議会の最終判断権を留保することによって、ヨーロッパ人権条約上の権利の実現とイギリス議会主権の原則との対立関係をいわば緩和し調整する機能を果たすことが期待されているということができよう。

5. 残された課題

—憲法改革と議会主権の課題

(1) 議会主権の射程範囲内の憲法改革

以上に述べたように、2005年憲法改革法により、最高法院としての司法機能は貴族院か

24. 「不適合宣言」を出すことができるのは、①最高裁判所（権限委譲以前の貴族院を含む）をはじめとして、②枢密院司法委員会、③軍法上訴裁判所（Courts-Martial Appeal Court）、④スコットランドの刑事上級裁判所（High Court of Justiciary）および民事上級裁判所（Court of Session）、⑤イングランド、ウェールズおよび北アイルランドの高等法院（High Court of Justice）等の上級裁判所にかぎられており、下級裁判所にはこの権限は与えられていない（4条5項）。

また、これらの上級裁判所が「不適合宣言」を出す場合には、事前に政府に通知する必要がある。政府は裁判所が「不適合宣言」を検討していることの通知をうける権利があり、当該通知をうけて訴訟の一方当事者として訴訟に参加する権利を有する（5条）。

ら最高裁判所に移管された。これによって、イギリスにおける権力分立の制度は中世以来の重層的な制度のあり方を脱し、典型的な近代立憲主義の統治制度をとる他のヨーロッパ諸国におけると同様にいわば硬性化されるにいたったとあってよいであろう。

イギリスはその憲法史において、他の諸国に先駆けて実質的な意味での権力分立原則を生成し、諸国の近代立憲主義の発展を教導する役割を果たしてきた。これまでの伝統的なイギリスの憲法学説は、立法機関としての貴族院が司法権を有し、これに加えてさらには立法権および行政権の両権限に関わる機能を併せもつ大法官が司法機能にも関与するという、いわば未分化の権力分立制度のあり方のなかに、憲法史における権力分立原則の形成の意義を見出し、そのことが世界の立憲主義憲法の確立の礎となったことを強調してきた。すなわち、この意味においてしばしば主張されるように—イギリスは世界の立憲主義の「嚮導者」であって、決して「追従者」ではなかった。イギリスの権力分立の制度のあり方が未分化であるのは、その制度のあり方が「イギリス的であること」の表象にすぎないのであり、むしろ立憲主義の意味するところを理解し支持しようとする者は、そのような「イギリス的なもの」のなかから制度の真の精神を汲みとるべきものであったといえるであろう²⁵。

しかし、先に述べたように、このような考えかたはヨーロッパ諸国の受け入れるところとはならなかった。イギリスがヨーロッパ共同体の一員である以上、まさしく実質の意味における権力分立の意義を法的に担保するための明確な制度的保障がもとめられたというべきであろう。

もっとも、視点をかえれば、このことはイギリス憲法構造の再活性化の大きな契機でもあった。すなわち、このたびの憲法改革により、最高裁判所こそがヨーロッパ人権条約上の諸権利の守護者となることが実質的にも制度的にも明確化された。議会主権とならぶイギリス憲法の基本原則である「法の支配」の原則は、ダイシーが提示しているように、まさしく裁判所による個人の権利の保障体制の確立に依存している²⁶。この条約の起草過程において、イギリスが人権保障の歴史的経験の先駆者としての立場から同条約起草に大きく貢献したことはよく知られている。マーストン (G. Marston) が指摘するところにしたがえば、イギリスのその意図はイギリスにおける高水準の人権保障状況が他国に敷衍されることへの重要な貢献であると認識されていた²⁷。そうであるとすれば、新設された最高裁判所は、従来のイギリス議会制定法および common law の解釈適用をとおしてのみならず、ヨーロッパ人権

25. たとえば、大法官アーバイン卿は、ヨーロッパ人権条約の国内法化にあたって、イギリスが同条約を国内法化することによりイギリスの裁判官が同条約に拘束されざるをえないことを認めながらも、他方でイギリスの裁判官が同条約を解釈適用することは、むしろ同条約に対する他の条約加盟国の解釈適用のあり方にこれまでとは異なった有意義な視点と方法をあたえることになるであろう、と述べている (Lord Irvine of Lairg, *The Development of Human Rights in Britain under Incorporated Convention on Human Rights* [1998] PL 222)。

26. A. V. Dicey, *An Introduction to the Study of the Law of the Constitution*, *supra* note 14 at 39.

27. G. Marston, *The United Kingdom's Part in the Preparation of the European Convention on Human Rights*, 42 ICLQ 794 (1993).

条約の解釈と適用をとおして、イギリスにおける新しい「法の支配」の確立に向けて大きな役割を果たすことが期待される。

もっとも、ヨーロッパ人権条約の国内法化との関係でいえば、上述したように1998年人権法は、裁判所に「不適合宣言」を行う権限を与えることをとおしてヨーロッパ人権条約とイギリス国内法との抵触関係を積極的に認定することのできる権限を与えたが、他方で—この点もすでに述べたように—裁判所によるこの「不適合宣言」はイギリス議会制定法がヨーロッパ人権条約に不適合の状態にあることを宣言するにとどまるものであって、ヨーロッパ人権条約違背を理由として議会制定法の無効を宣言するものではない。すなわち、1998年人権法の制定によるヨーロッパ人権条約の国内法化は、あくまでも議会主権の理論の射程範囲内における改革であった。議会主権の原理は、このたびの最高裁判所の設立時においても基本的に維持されたのであり、この意味において、2005年の憲法改革法の制定とそれにもとづく大法官制度の廃止、上訴委員会の廃止を伴う貴族院の機構改革、そして独立組織である最高裁判所の設置という一連の憲法改革も、実質的には議会主権の理論のいわば許容範囲内の憲法改革であったといつてよいであろう。

(2) 権利章典の硬性化と議会主権

しかし一方で、この一連の憲法改革は、伝統的な議会主権の原則との調和を維持しつつも、そこに今後のさらなる憲法改革の誘引要素を含んでいる。すなわち、1998年人権法はヨーロッパ人権条約を国内法化するために、ヨーロッパ人権条約において成文化された「条約上の諸権利 (convention rights)」をその文言どおりに同法のなかに取り込んだ。そして、その条約上の諸権利を独立した最高裁判所が解釈適用する。人権保障の法形式に着目していえば、他の諸国において、この構造は裁判所による憲法上の成文の人権規定の保障に該当すべきものである。ヨーロッパ人権条約の国内法化はこのような成文の人権規定にもとづく人権の司法的保障の意義を再確認する意味をもっていたといつてよいであろう。ただし、ヨーロッパ人権条約は自由権的諸権利の保障に主眼がおかれ、そこでは社会的・経済的な諸権利は明文で保障されていない。その点に、イギリス国内において、ヨーロッパ人権条約の国内法化にもかかわらず、同条約における社会権の明文化の不備を理由として、人権法による個人の権利保障が不十分であることを批判する主張が少なくない²⁸。また、ヨーロッパ人権条約が保障する人権は議定書によって補充されてはいるものの、それによっても同条約の人権保障の射程範囲は必ずしも時代の変遷に対応していないとする批判もある。すなわち、ヨーロッパ人権条約の国内法化とその諸権利の司法的保障の問題は、その本質において、イギリス自身がヨーロッパ人権条約に匹敵する—あるいはそれを凌駕する—人権保障の成文法体系を形成することに踏み切れるかどうかという問題を提起しているのである。

28. K. Ewing, *Social Rights and Constitutional Law* [1999] PL 104.

そして、これらの指摘こそが、イギリスにおいて「新たな権利章典 (New Bill of Rights)」を制定すべきとする議論の契機となっていることは周知のとおりである²⁹。貴族院においてもすでに1977年6月、「権利章典に関する貴族院特別委員会 (Select Committee on a Bill of Rights)」において、ヨーロッパ人権条約型の成文法としての「新権利章典」を制定すべきとする多くの主張がなされており³⁰、その後も同委員会の報告書を基礎として、権利章典を含む各種の成文憲法案が多様に提案されている³¹。これらの提案は現時点では議会の支持を得るにはいたっていないが—ただし、これらの主張がヨーロッパ人権条約の国内法化の大きな原動力となったことは見逃がすことができない—司法における人権保障の最終的担い手である最高裁判所の設置を契機として、今後このような新たな権利章典の制定をめぐる論議がさらに活性化するであろうことは容易に想像することができる。

そして、その場合には必然的に、議会主権原則との関係において、新権利章典を「特別保障 (entrenchment of New Bill of Rights)」することは可能か—すなわち権利章典の硬性化は可能か—という困難な問題がふたたび議論されざるをえないであろう。そして、この点については、議会主権のいわば伝統学派を代表する論者であるウェイド (H.W.R. Wade) が積極的な憲法改革を支持する視点から、「議会が主権者であるという根本規範 (Grundnorm) はまさしく裁判官が管掌するところにあり、したがって何をもって有効な立法であると認定するかは、ほかならぬ裁判官自身の判断にかかっている。…裁判官が今後ともこの方針を維持することを決意しているとするなら、議会が裁判所に対して権利章典やヨーロッパ共同体の法と抵触する議会制定法の効力を認めないよう命じることは無益である。この基本的な問題において、主権者は誰であるかと問われれば、それは裁判官であると答えざるをえない」と主張していることが注目される。すなわち、ウェイドによれば、議会主権をめぐる根本規範の問題は結局のところ裁判官の「忠誠」の問題に帰着するのであり、新権利章典が特別保障されうるかどうかの問題は、裁判官が新権利章典と議会制定法のいずれに「忠誠」を誓うかという問題とされるのである³²。

以上のような視点からすれば、このような権利章典の「特別保障」の問題の展開は、まさしく新設された最高裁判所が行使する人権法上の「不適合宣言」行使の今後の推移にかかっているといえることができる。すなわち、1998年人権法の制定に際して、当時の大法官府は

29. 近時の新権利章典の制定論議については、R. Blackburn, *Towards A Constitutional Bill of Rights for the United Kingdom*, 1999を参照。また、制定論を先駆的に主張したものとして、M. Zander, *A Bill of Rights?* 4th ed. 1997; L. Scarman, *English Law – The New Dimension*, 1974; O.H. Phillips, *Reform of the Constitution*, 1970; J. Jaconelli, *Enacting a Bill of Rights*, *The Legal Problems*, 1980がある。

30. Report of the Select Committee on a Bill of Rights, paper 176, June 1978; Minutes Evidence taken before the Select Committee on a Bill of Rights, House of Lords (1977).

31. 代表的な権利章典制定の提案として、Graham Allen's Human Rights Bill 1994 and Lord Lester's Human Rights Bill 1995 by Lord Lester, *The Mouse that Roared: The Human Rights Bill 1995* [1995] PL 198; IPPR, *A Written Constitution for the United Kingdom in The Constitution of the United Kingdom*, 1991参照。

32. H.W.R. Wade, *Constitutional Fundamentals*, 1980, Chap.3, "Legislation: the Problem of Entrenchment."

裁判所が「不適合宣言」を行うのはきわめて稀なケースであろうことを指摘していた³³。大法官府の立場からすれば、議会主権の原則と人権法の両立、共存を意図する以上は、人権法3条が規定しているように、「立法および従位立法 (legislation and subordinate legislation) は可能なかぎり条約上の権利に適合するように解釈され、実施されなければならない」ことこそが原則であり、「不適合宣言」は裁判所におけるいわば例外的な対応であるべきものとする趣旨であったとよい。しかし、この原則的対応と例外的対応とが新設の最高裁判所において今後どのような態様と頻度で行使されるかは、なお未知数の課題である。

すなわち、すでに述べたように、人権法は裁判所による「不適合宣言」の方式を創設するにあたって、この「不適合宣言」は単にイギリス議会制定法とヨーロッパ人権条約との不適合状態を「宣言」するにとどまるものであって、議会意思を法的に拘束しないものとした。このことは一見すると「宣言」の実質的機能を脆弱化しているようにみえる。しかし、見方を変えて裁判所の側の視点からみれば、「不適合宣言」がこのように法的強制力を有しないことは、むしろ裁判所が議会主権原則の拘束から離脱し、議会意思による束縛なしに一ウェイドが指摘する裁判所の「忠誠」という表現を用いるとすれば一議会制定法からヨーロッパ人権条約へとその「実質的な忠誠」を移行する方途を与えられたことを意味するということができる。今後かりに、新設された最高裁判所において「不適合宣言」が人権法制定時の大法官府の想定を超える頻度で行使される事態が生じるならば、それは実質的な最高裁判所の「忠誠の移行」の意思表示であると同時に、1998年人権法を中心とする現行のイギリス法体系による人権保障システムが必ずしも十分に機能していないことを表象する意味をもつことになるというよい。そしてそのことは、とりもなおさずこれまでのイギリスにおける成文の「新権利章典の制定」の適否をめぐる議論と、そのコロラリーとしての「権利章典の特別保障」あるいは「権利章典の硬性化」の可能性をめぐる議論の活性化の新たな契機となる可能性を提示している。この点において、このたびの「憲法改革」において貴族院の院内機構から独立し、権力分立の新たな枠組みのもとにおかれた最高裁判所がどのような対応を示すことができるか今後とも注目したい。

33. Home Office, The Human Rights Act 1998, Guidance for Departments, Office HP on line.

